

【お知らせ】

「実特法に基づく届出書」提出のお願い

経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税および租税回避に対処するため、「非居住者に係る金融口座情報の自動交換のための報告制度」が導入されます。

平成27年度税制改正（平成29年1月1日施行）により、平成29年1月1日以後、新たに当組合に口座開設等を行うお客さまにおかれましては、居住地国名等を記載した届出書の提出が必要となります。

ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

※居住地国とは、所得税・法人税に相当する税をお客さまが納めるべき国を指し、居住地国が日本である方も「居住地国は日本」という届出書の提出が必要です。

◇届出書の提出を要する場合の概要

➤平成29年1月1日以後、新たに口座開設等をする場合

新たに口座開設等をする場合、氏名・住所（名称・所在地）、居住地国（例えば、「日本」）等を記載した届出書の提出が必要となります。

➤平成28年12月31日以前に口座開設等をしている場合

既に口座開設等をされたお客さまにも、確認のため当組合から氏名・住所（名称・所在地）、居住地国（例えば、「日本」）等を記載した届出書の提出をお願いする場合があります。

→届出書の提出後、居住地国に異動があった場合には、届出書（異動届出書）の提出が必要となります。

なお、届出書を提出いただけない場合や国税庁への報告に同意いただけない場合は、お取引をお受けできないことがございます。

また、新たに口座を開設する際、お客さまが米国の納税義務者等（米国人等）に該当するか否かを確認するため、追加の書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

※詳しくは [国税庁ホームページ](#) でご確認ください。